

鳥取県告示第551号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字新川屋敷2421の1（次の図に示す部分に限る。）、2421の4、2421の5

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）